

山鹿市プレミアム付商品券取扱店募集要綱

山鹿市では、消費税・地方消費税の１０％への引上げに際し、所得の少ない方や０～２歳の小さな乳幼児のいる子育て世帯に対して、税率引上げ直後に生じる負担増などによる消費への影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的としてプレミアム付商品券を発行します。

このプレミアム付商品券が使用できる取扱店を、下記により募集することといたします。

記

- | | |
|------------|--|
| ☆商 品 券 名 | 山鹿市プレミアム付商品券（発行総額 3 億 5 百万円）プレミアム率 25% |
| ☆発 行 者 | 山 鹿 市 |
| ☆購 入 対 象 者 | 平成 31 年度住民税非課税者及び平成 28 年 4 月 2 日から令和元年 9 月 30 日の間に生まれた子どもがいる世帯 |
| ☆販 売 開 始 | 令和元年 10 月 1 日（火）～ 令和 2 年 3 月 13 日（金）
1 セット販売額 4,000 円（額面 5,000 円分） 61,000 セット販売 |
| ☆券使用の注意事項 | <p>①商品券は、500 円単位で使用し、お釣りを出さないものとする。</p> <p>②商品券は、取扱店において使用期間内に限り利用可能とする。</p> <p>③商品券は、次のような商品・サービス等には利用できないものとする。</p> <p>(ア) 出資や債務の支払い（税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等）</p> <p>(イ) 金、プラチナ、銀、有価証券、商品券（ビール券、図書券、店舗が独自に発行する商品券等）、旅行券、乗車券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入</p> <p>(ウ) たばこ事業法（昭和 59 年法律第 68 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこの購入</p> <p>(エ) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入</p> <p>(オ) 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預かりを除く）等の不動産に関わる支払い</p> <p>(カ) 現金との換金、金融機関への預け入れ</p> <p>(ク) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業に係る支払い</p> <p>(ケ) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの</p> <p>(コ) その他この商品券の発行趣旨にそぐわないもの、各参加店舗が指定するもの</p> |

☆有効期限 【使用期間】令和元年10月1日（火）～令和2年3月15日（日）
【換金期間】令和元年10月17日（木）～令和2年3月19日（木）
【換金日時】毎週火曜日（山鹿商工会議所）・毎週木曜日（山鹿市商工会本所）
いずれも9時～16時（祝祭日・年末年始休暇期間を除く）

☆取扱店応募資格 参加店舗への応募資格は、山鹿市内に事業所又は店舗がある事業者で次の事業所以外のものとする。
（ア）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者
（イ）特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者
（ウ）入札参加停止の措置もしくは入札参加除外の措置等を受けている者
（エ）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（昭和35年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、もしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体等
（オ）「商品券の利用対象とならないもの」に記載の取引又は商品のみを取り扱う店舗等

☆取扱店募集期間 （第一次募集）令和元年8月9日（金）～令和元年8月30日（金）
以降、令和2年2月14日（金）まで、随時募集。

☆取扱店申込場所・時間 山鹿商工会議所・山鹿市商工会（本所及び各支所）
いずれも9時～17時（平日のみ）

☆その他について 取扱店申込時に、「山鹿市プレミアム付商品券取扱店登録申請書」を提出するとともに、取扱店を示すのぼりとポスターを受領する。

＊なお、今回のプレミアム付商品券事業においては、登録者負担金・換金負担金は徴収しません。
また、商品券の販売は山鹿市経済振興委員会では行わず、別途販売事業者が選定されます。

【お問い合わせ先】山鹿市経済振興委員会

山鹿商工会議所 TEL 43-4111

山鹿市商工会 TEL 46-2141